

令和8年8月18日

事業所各位

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会

千葉県収入証紙の廃止に伴う弊協会の証紙取扱いについて（お知らせ）

平素より当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県では、収入証紙制度の廃止に伴い、令和8年12月31日をもって、売りさばき人による千葉県収入証紙の販売が終了となります。また、販売代金の授受につきましても、同日までに完了する必要があります。

つきましては、当協会において実施しております「千葉県収入証紙の代行貼付」を含む証紙の取扱いを下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 代行貼付及び郵送販売の受付終了日 令和8年11月30日

- ・令和8年12月1日以降に千葉県へ提出する申請分につきましては、当協会による収入証紙の代行貼付はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※別紙ご案内のキャッシュレス決済等により申請手数料の納付をお願いします。

2. 11月受付分のご請求とお支払いについて

- ・令和8年12月初旬に請求書を送付いたします。
- ・お支払いは令和8年12月25日(金)までに着金完了するようにお願いいたします。
千葉県収入証紙制度の廃止に伴い、販売代金の授受についても令和8年12月末日までに完了する必要があることから、誠に恐縮ではございますが、期限内のお支払いにご協力くださいますようお願い申し上げます。

3. 窓口での直接販売について

- ・「販売」と「代金のお支払い(協会に着金完了)」は令和8年12月24日(木)までとさせていただきます。

別紙 収入証紙の廃止と新しい支払方法についてのお知らせ
(千葉県防災危機管理部産業保安課)

以上

(一社) 千葉県高圧ガス保安協会
TEL 043-246-0027
担当：小川、白鳥

収入証紙の廃止と新しい支払方法についてのお知らせ

千葉県防災危機管理部産業保安課

千葉県では、DX(デジタル化)の推進やキャッシュレス決済の広がりを受け、収入証紙の制度を廃止し、令和8年12月末で収入証紙の販売を終了、令和9年12月末までで利用を終了します。

収入証紙廃止に備え、産業保安課では、令和8年度から以下の新たな支払い方法が利用可能となります。

1 令和8年度から追加となる新しい支払い方法

(1) オンライン申請による決済

産業保安課では、各種事務手続きのオンライン申請を順次準備中です。

オンライン申請の利用時は、以下のキャッシュレス決済がご利用いただけます。

クレジットカード



スマホアプリ(コード決済)



ペイジー(インターネットバンキング)



【現在オンライン申請が可能な手続き】

- ・ 保安検査申請
- ・ 完成検査申請

※今後も、オンライン申請可能な手続きを増やして行く予定です。

県ホームページで順次ご案内します。

＜産業保安課オンライン申請 案内ページ＞※準備中

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/densisinsei.html>



(2) 金融機関 (※) での現金支払い

県から受領した納付書により、各金融機関にて現金でお支払いできます。
お支払い後は領収書の写しをご提出いただきます (メール送付も可能)。

(※) 千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・群馬銀行・常陽銀行・筑波銀行・きらぼし銀行・東京スター銀行・東日本銀行・みずほ信託銀行・三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行・中央労働金庫・東京ベイ信用金庫・千葉信用金庫・銚子信用金庫・東京東信用金庫・佐原信用金庫・館山信用金庫・亀有信用金庫・朝日信用金庫・水戸信用金庫・小松川信用金庫・東京シティ信用金庫・東栄信用金庫・城北信用金庫・房総信用組合・君津信用組合・銚子商工信用組合 (次の金融機関の千葉県内店舗) 横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・農林中央金庫・各農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会

(3) 県庁窓口でのキャッシュレス決済

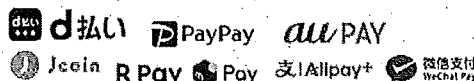
窓口では、次の決済方法が使えます。

- ・クレジットカード
- ・スマホアプリ (コード決済)
- ・電子マネー

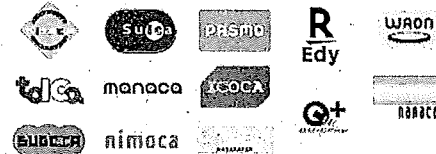
クレジットカード



スマホアプリ(コード決済)



電子マネー



決済方法によっては、上限額の設定がありますのでご確認ください。

個々の申請における詳細な手順等は、各手続きの県担当者にお尋ねください。

2 注意点

- ・お支払いのタイミングは、県による申請書の確認が完了した旨の連絡を受けた後に行うことが原則となります。
- ・誤納付があった場合、払い戻しに時間を要することがありますので、お間違えのないよう内容をご確認のうえ、お支払いください。

3 お問い合わせ先

千葉県 防災危機管理部 産業保安課 保安対策室

TEL : 043-223-2729 (液石)、2736 (一般)

E-mail : hoan4@mz.pref.chiba.lg.jp

ご不明な点がありましたら、各担当者までご連絡ください。

千葉県収入証紙の廃止を予定しています

各種手数料で使用している千葉県収入証紙について、県民の利便性の向上のため廃止に向けて進めています。令和8年2月議会で収入証紙を規定している千葉県使用料及び手数料条例の改正案が可決されれば、千葉県収入証紙規則を廃止し、手数料等の納付方法を変更します。

証紙の**販売**終了
令和8年12月末日

証紙の**利用**終了
令和9年12月末日

未利用証紙の**還付**終了
令和13年12月末日

手数料等納付方法が変わります。詳しい内容は、今後県のホームページ等でお知らせします。

1 オンライン申請によるキャッシュレス決済

ちば電子申請サービスを利用して、いつでも自宅や職場等どこからでも移動時間や待ち時間がなく手続きが可能となります。一部の手续では、すでにご利用いただいています。

クレジットカード



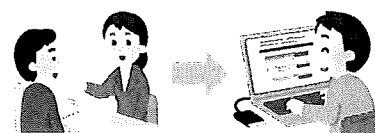
スマホアプリ(コード決済)



ペイジー(インターネットバンキング)



※「Pay-easy (ペイジー)」とは、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングから支払いができるサービスです。



2 窓口でキャッシュレス決済

本庁、県税事務所、保健所、地域振興事務所の収納件数が多い所属に**キャッシュレス端末**を設置する予定です。

クレジットカード



スマホアプリ(コード決済)



電子マネー

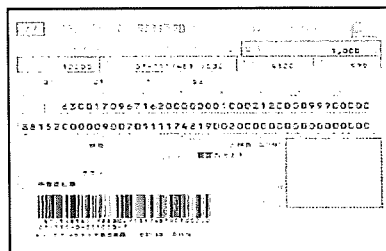


キャッシュレス端末

3 県が交付する納付書での納付

キャッシュレス決済手段を持たない方には、バーコード付きの納付書を発行し、**金融機関**や**コンビニエンスストア**で現金納付を予定しています。

コンビニエンスストア



※納付方法は、申請手續によって異なります。

お問い合わせ

収入証紙：千葉県出納局総務班 043-223-3308
キャッシュレス：千葉県出納局出納班 043-223-3314